

# 医療法人社団 慶寿会 千代田中央病院

## 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

### 重要事項説明書

#### 1 医療法人社団 慶寿会 千代田中央病院 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの概要

##### ① 提供できるサービスの種類と地域

名称	医療法人社団 慶寿会 千代田中央病院
所在地	広島県山県郡北広島町有田1192
介護保険指定番号	3413510615
事業内容	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
通所リハビリテーション サービス提供地域	広島県山県郡北広島町有田

##### ② 通所リハビリテーションの職員体制

職種	常勤/非常勤	内容
医師	常勤1名	管理業務
理学療法士	常勤1名以上	機能訓練
作業療法士	常勤1名以上	機能訓練

##### ③ 営業時間

営業日	休日
月曜日～金曜日 (8:30～17:30)	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月28日から翌年の1月3日、病院の定めるお盆休暇

##### ④ サービス提供時間ならびに定員

サービス提供曜日	サービス提供時間	定員
月曜日～金曜日	9:30～11:00	10名
	13:30～15:00	10名
	15:00～16:30	10名

## 2 サービス内容

理学療法士等は、リハビリテーション評価を実施して「通所リハビリテーション実施計画書」を作成し、ご利用者様やご家族様に説明・同意を頂いた後に通所リハビリテーションのサービス提供を実施致します。

当事業所の運営方針に基づき、ご利用者様が可能な限り、その居宅において有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを提供し、利用者の心身機能の維持回復をもって生活機能の維持又は向上を目指します。

## 3 基本料金

### 通所リハビリテーション料（要介護1～5の方）

1時間～2時間までのリハビリテーションを行った場合1回として算定

	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	369円/回	738円/回	1,107円/回
要介護2	398円/回	796円/回	1,194円/回
要介護3	429円/回	858円/回	1,287円/回
要介護4	458円/回	916円/回	1,374円/回
要介護5	491円/回	982円/回	1,473円/回

### 加算料金

科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合算定	1割負担 40円/月 2割負担 80円/月 3割負担 120円/月
中山間地域加算	通常実施地域外かつ、厚生労働省が指定する中山間地域に区分される地域に居住する利用者にサービスを提供した場合算定	通所リハビリテーション料の5%を加算
退院時共同指導加算	病院または診療所の退院前カンファレンス等に当事業所職員が参加し、情報共有・共同指導を行った場合算定	退院後1回に限り 1割負担 600円/回 2割負担 1200円/回 3割負担 1800円/回

### 減算料金

送迎非実施減算	利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合、片道につき減算	片道につき 1割負担 47円/回 2割負担 94円/回 3割負担 141円/回
---------	------------------------------------	--

介護予防通所リハビリテーション料 (要支援1・2の方)

1時間～2時間までのリハビリテーションを行った場合、一月毎の算定

要支援1は週1回、要支援2は週2回の通所を基本とする

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	2,268円/月	4,536円/月	6,804円/月
要支援2	4,228円/月	8,456円/月	12,684円/月

加算料金

科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合算定	1割負担 40円/月 2割負担 80円/月 3割負担 120円/月
中山間地域加算	通常実施地域外かつ、厚生労働省が指定する中山間地域に区分される地域に居住する利用者にサービスを提供した場合算定	介護予防通所リハビリテーション費の5%を加算
退院時共同指導加算	病院または診療所の退院前カンファレンス等に当事業所職員が参加し、情報共有・共同指導を行った場合算定	退院後1回に限り 1割負担 600円/回 2割負担 1200円/回 3割負担 1800円/回

減算料金

12月超減算	利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した月の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行なう場合は、1月につき減算	要支援1 1割負担 120円/月 2割負担 240円/月 3割負担 360円/月 要支援2 1割負担 240円/月 2割負担 480円/月 3割負担 720円/月
--------	--	--

その他の自己負担額

サービス実施記録の複写	コピー代	11円/枚
サービス提供地域以外の交通費	通常実施地域以外の地域の方は、通常実施地域を超えた場所からの距離で計算	通常事業の実施範囲を越えた地点から利用者宅までの往復距離を計測し1キロメートルあたり15円を乗じて得た額

#### 4 通所リハビリテーションサービス提供料の支払い方法

法定代理受領サービスに該当するサービスの場合、通所リハビリテーションの実績を基に、介護保険者へのサービス提供料の請求を行います。サービス提供月の翌月10日以降に利用者様への利用負担金の請求を行いますので、請求月末日までに、千代田中央病院総合受付の窓口支払い、口座振込の方法のいずれかにてサービス利用負担金の支払いを行って下さい。口座振込の場合はサービス利用負担金の支払いが確認できた時点で領収書を発行致します。

また、法定代理受領サービスに該当しない場合、利用料と居宅サービス費用基準額の間不合理な差が生じぬようにするとともに、法定代理受領サービスを受けるための必要な援助を行います。

#### 5 キャンセル料

甲の都合によるご利用の中止の場合は、ご利用予定日前日まで、あるいは急変等の場合にあつては、遅くともご利用当日のご利用開始予定時刻の1時間前までに、中止の旨のご連絡をお願いします。無断の利用中止などが発生した場合には、3回目の無断の利用中止より下記のキャンセル料を申し受けることがありますので、ご了承ください。但し、利用者の容態急変など、緊急かつやむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。また、継続的に無断の中止利用が発生した場合には、契約の解除を申し出ます。

※サービス利用日の無断利用中止 1,000円/日

#### 6 サービスの曜日変更・中止

##### ・サービスの曜日変更

甲と乙の協議にて合意が得られた場合、予定されていた時間帯等の変更を変更する場合があります。

##### ・乙の交通事情や自然災害を理由による中止

本事業の地域特性による豪雨・降雪等における通行規制や交通渋滞等で、当日のサービス提供が困難な場合は、乙は甲に対してご利用の中止をお願い致します。

この場合はサービス提供料の算定は致しません。

##### ・諸事情によるサービス提供時間の短縮・延長について

予定していたサービス提供時間を甲と乙との合意により短縮または延長した場合は、サービス提供票に計画された料金を算定致します。

#### 7 通所リハビリテーション契約の終了方法

##### ① ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

1週間の予告期間をおいて通知することにより、契約を解除することが可能です。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前迄に、文書にて通知致します。

③ ご利用者様が文書で通知することにより直ちに終了が可能となる場合

- ・乙が正当の理由なくサービス提供を実施しない場合
- ・乙が秘密保持等の契約に違反した場合
- ・乙が社会通念上を逸脱する行為を行った場合
- ・乙が破産した場合

④ 当事業所が文書で通知することにより直ちに終了が可能となる場合

- ・甲のサービス利用料金の支払いが請求した月末までに行われず、料金を支払うよう催告した日より2週間以内に支払われない場合
- ・甲が正当な理由なくサービスの中止を申し出て、それが度重なる場合
- ・甲または丙が、乙に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

⑤ 自動終了の場合

以下の場合には、双方の通知が無くとも、自動的にサービスを終了致します。

- ・甲が介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所された場合（短期入所を除く）や病院に入院した場合
- ・甲が亡くなられた場合
- ・甲が介護認定にて非該当（自立）と認定された場合

## 8 事故発生時の対応

指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該ご利用者様のご家族様、当該ご利用者様に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存します。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 9 相談・苦情の対応

ご利用者様及びそのご家族様からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、ご要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

相談・苦情に関しましては千代田中央病院 総合受付にご連絡ください

連絡後に相談員（ソーシャルワーカー）が対応いたします。

医療法人社団 慶寿会 千代田中央病院 地域連携室 0826-72-6111

その他苦情相談窓口

北広島町役場 福祉課介護保険係 0826-72-7352

広島県国民健康保険団体連合会 082-554-0782

10 当事業所母体組織の概要

法人等種別	医療法人社団
母体施設名	医療法人社団 慶寿会 千代田中央病院
代表者役職・氏名	理事長 北尾 憲太郎
所在地	広島県山県郡北広島町有田1192
電話番号	0826-72-6111
事業内容	一般病棟 50床 療養病棟 70床 外来診療 健康管理センター
標榜科目	内科、外科、整形外科、ペインクリニック外科、循環器内科、消化器内科 リハビリテーション科、放射線科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科 麻酔科、人工透析内科

重要事項説明書についての内容の説明を受け、下記の署名にて同意致します。

年 月 日

ご利用者様

< 住所 > \_\_\_\_\_

< 氏名 > \_\_\_\_\_

ご家族様（代理人）

< 住所 > \_\_\_\_\_

< 氏名 > \_\_\_\_\_

2023年 10月 1日 一部改訂

2024年 6月 1日 一部改訂

2025年 3月 1日 一部改訂